

規制改革推進会議（第13回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年3月23日（木）12:32～12:57

2．場所：合同庁舎4号館12階1203会議室

3．出席者：

（議長）大田弘子

4．議事概要：

大田議長 済みません。お待たせしました。

きょうのテーマは大きく2つです。1つ目は、診療報酬の審査支払機関のあり方について。これは、前の規制改革会議での議論を受けて、厚生労働省の中に研究会がつくられ、その報告もありました。しかし、研究会には保険者の方がメンバーとして入っておられなかったもので、保険者の方からの意見を改めて聞きましょうということで、きょう行いました。2つ目が、第10回の会議でnottecoさんから提案のあった移動・輸送サービスについて、国土交通省をお呼びして議論いたしました。

主な議論を御紹介いたします。

まず、診療報酬の審査支払機関のあり方ですが、主な質問として、まず、審査委員会が各都道府県にできていて審査するわけですが、地元の医師が審査をやると、知り合いの医師の医療行為を正しいと見てしまうのではないかと、つまり利益相反が起こるのではないかと。だから、支部を集約して、全国で統合的に審査するのがいいのではないかとという質問がありました。これに対して健保連のほうから、最終的には一元化が望ましいし、利益相反の問題もある、と。しかし、当面の問題点として、なかなか審査委員のなり手がいない。また、地元の医師会はやはり地元で審査することにこだわるといってお話がありました。

次に、これに関連する質問ですけれども、電子レセプトが100%になった状態で47の都道府県に支部が必要であるのかという質問がありました。これに対して健保連の御意見としては、支部は統合するのが望ましい。ただ、審査委員会については、先ほど御紹介した意見のように、すぐにはなかなか難しい、と。協会けんぽさんのほうからは、審査委員会に関しては、医師会にとっては地元での審査というのが重要なので、なかなかすぐには統合できないけれども、それぞれに事務が張りついている必要はないのではないかと、という意見でした。

それから、今回の1つのテーマとなっているのは直接審査です。法律上は保険者が直接、診療報酬を審査することになっているのですが、これが以前は禁止されていて、支払基金が国保連に委託するということになっておりました。かなり前の規制改革会議のときからずっとこの問題が取り扱われていましてけれども、その後、直接審査ができるようになりました。しかし、新たに要件が求められまして、その要件の中に医療機関の同意が必要だと

ということが含まれています。したがって、実態的にはなかなか進まない。以前、本会議でこの問題が出されまして、では、それはまた本会議で議論しましょうということになりました。今回、健保連と協会けんぽにおいでいただいたときに、直接審査についてどう思うかということについてもお答えいただきました。

健保連の資料の19ページに、「医療機関の事前同意要件を撤廃し、保険者が希望すれば実施可能な環境を整備すべき」と書かれています。今、電子レセプトになってきているわけですから、医療機関が保険者に対して仕分けをして送るとするのは比較的容易です。医療機関の同意がなぜ要るかという理由として厚生労働省が言ってきたのは、全国に保健医療機関や保健薬局が23万ある、このそれぞれに医療機関がレセプトを送るのは大変だ、と。しかし、電子化しますとその仕分けは容易にできるわけですから、医療機関の事前同意要件というのはやはり問題だという意見が委員からありました。併せて、この事前同意要件を撤廃したら直接審査がふえるのか、直接審査を実施可能とする環境とは何か、という質問がありました。これに対して、健保連から、直接審査するに当たってはコンピューターチェックができない。医療機関がコンピューターを整備して、診療報酬を審査するような体制はなかなかつくりえない、と。複数の保険者が一緒になってもコスト的にはなかなか難しいだろう。健保連を構成する保険者全体が一体となればできるかもしれないが、ということでした。あるいは地域ごとに県で集約してレセプトが出されれば進む可能性もある、と。したがって、今の時点では直接審査がすぐに進むかどうかかわからないけれども、まず環境として、少なくとも医療機関の事前同意要件は撤廃してくれという意見でした。

主な議論は以上です。

次に、移動輸送サービスについて。自家用車による有償運送が禁止されていますが、なにゆえ禁止されているのかということが、今回の大きなテーマです。お手元に国土交通省の資料が配られておりますけれども、この資料は私どもから事前に提示した論点に沿って作成されております。

ごらんいただきますと、自家用車については、「輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないことから、有償運送は原則禁止されている」とあります。それから、「元々自家用車により移動する予定がある場合に、ガソリン代、道路通行料、駐車場料金の範囲内で分担を求めた上で同乗者を募ることは、任意の謝礼の受け取りも含め現行法上は規制の対象外である」とあります。このあたりがきょうの論点になりました。

まず、「輸送の安全や利用者保護のための措置」とは具体的に何なのかという質問に対して、国土交通省の答えでは、第一に安全の面から言うと、運行管理等が必要である。運転する人を常にチェックしていく体制です。2番目に車両の整備ができていなければだめだと。車検も短期間でないといけないということです。3番目に、利用者保護としては、例えば運賃が制限されていて、ぼったくりがあったらいけないということでした。

次に、委員から、有償ということが安全や利用者保護に関係するのか。有償ということで禁止する今の仕組みはおかしいのではないかという意見がありました。これに対して国

土交通省のお答えは、有償だからこそ、対価をとって、その対価を安全の体制を整えることに使える。それが規制の趣旨であるということでした。有償ならば安全とか利用者保護というものを求められるけれども、無償であれば求めようがないと。つまり、利用者の側の安全への期待度に応えることができないということでした。

次に、質問として、タクシーですと車両の使用頻度が非常に高いので運行管理や車両の整備など厳密に規制が求められますけれども、今、多様なサービスが出てくるなかで、より中間的な形での規制はないのか、安全のための措置として中間的な形はないのか、という質問がありました。これに対して、業としてやるかどうか重要であって、お金を取るのならば安全のための措置をきっちりやしてもらおう。これが規制である、という答えでした。では、その事業性の判断はどうやってやるのかという質問に対して、道路運送法第4条にあるとおり、事業というのは、常時反復継続しまたはその意図をもってすることだという答えでした。

次に、任意の謝礼についての議論を紹介します。nottecoさんの話では、地方での住民間の助け合い運送では支払える額が著しく制限されるので、実費の額が非常に少額になる区間はサービス提供が難しいという問題点の御指摘がありましたが、この場合に任意の謝礼は認められるのか、という質問がありました。これに対して、国土交通省から、任意の謝礼の基準というのは検討していないけれども、任意の謝礼というのは規制の外側の話なので、常識の範囲で判断する、と。nottecoさんのように地域の輸送を担い、そのときに任意の謝礼を受け取るというのは、地域の輸送としては望ましいことであり、輸送の後で、きょうはありがとうということで1,000円、2,000円を受け取るというのは問題ない、と。ただ、1,000円ならいい、2,000円ならいいというその基準を国土交通省がつくるわけではなく、nottecoさんが自分のサイトにドライバーに任意の謝礼を払うのは認められるといったことを書くのはオーケーであるという答えでした。

次に、利用者の保護という観点で質問がありました。ジャスタビというのは皆さん御存じだと思いますが、レンタカーを利用者が借りて、運転手はジャスタビに登録された人から選び、観光などに利用するというサービスで、たしか沖縄、北海道、東京で使われています。このジャスタビのように運転手を登録された中から指定するというのであれば、利用者保護の観点からいいのではないかという質問がありました。これに対して、国土交通省からは、ジャスタビというのはレンタカーの問題だと。レンタカーは当然許可がなされており、単に運転手をネットで探しているのだと。車としては自家用車ではなくてレンタカーであり、だからいいのだという答えがありました。

最後に、今、多様なサービスがいろいろ出てきており、実際、インターネットを使うことでこれまでできなかった利用者のニーズを満たすサービスできてきているので、現行の規制体系がこれらの多様なサービスを過度に規制することがないように検討していただきたいという意見がありました。

最後の議題は、公開ディスカッションの実施についてです。4月13日の午後、三田共用

会議所でジョブ型正社員の雇用ルールの確立をテーマに行います。これについては委員から異議は出されませんでしたので、この案を進めます。

私からは以上です。

司会 それでは、遅くなりましたけれども、挙手の上、御所属とお名前を言っていただきまして、簡潔に質問いただければと思います。

御質問はありますか。

記者 審査支払機関のほうで伺いたいのですけれども、こちらのフォローアップは、直接審査の件も含めて、今後も親会議で進めるということでしょうか。

大田議長 はい。厚生労働省でも支払基金業務効率化計画・工程表が策定されつつありますので、そのヒアリングもしながら、本会議でやっていきたいと思っております。

記者 あと、先ほどの御説明では触れていらっしやらなかったかと思うのですが、協会けんぽの資料、6とノンプルが振ってあるもので、再審査の件ですが「協会けんぽとして重点的に取り組んできたが、支払基金の改革が進めば、再検討が必要」というのは、支払基金の改革が進めば、協会けんぽとしては再審査を行う作業が不要になるということをおっしゃっているという理解でよろしいのですか。

大田議長 ここは論点にはなりませんでしたが、このとおりの説明がありました。

さっき申し上げるのを忘れたのですが、直接審査に関しては協会けんぽさんのほうからは、その意向はないと。協会けんぽのレセプトが支払基金の4割を占めているとのことで、それを全部引き取って直接審査ということは考えていないと。これは先ほどの私の説明の補足です。

記者 ありがとうございます。

司会 どうぞ。

記者 先ほどのnottecoさんのところで、任意の謝礼の受け取りは現行の規制の対象外ということで、謝礼の基準は特にはないということだったのですけれども、これについては、規制改革推進会議として、謝礼の基準ということについて何かこれから議論していくことはあるのか。今回、ヒアリングで謝礼は認められるということによしとするのか。その辺の方向性を教えてください。

大田議長 それについては質問が出されまして、当事者は謝礼だという意味であっても、当局が認められないということになったらいけないわけで、その基準は要るのではないかという指摘はありました。しかし、国土交通省のほうからは、あくまで任意であって、それを事前に要求したり、常に要求したりということになり、それについての通報があったりした場合は取り締まる、と。

御質問は、会議として基準を求めていくのかということですが、きょうはそこまで議論しておりませんが、何らか考えていく必要はあるのだろうと思います。任意の謝礼については、平成18年9月29日に自動車局旅客課長の通達の中で、「運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、

あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は通常は有償とは観念されず、登録等は不要である」とされています。可能になる事例として、偶発的な場合というのが一つありますが、偶発的でない運送であっても、「個々の運送自体は無償で行われており、日ごろの感謝の気持ちとして、任意に金銭等の支払いが行われた場合。例えば過疎地において、高齢者を週に1回程度、近所の者が買い物に連れていくような場合」という例が出されています。今、こういう課長通知しかない状態ですので、有償の範囲はもっと明確にしていける必要があるという意見が出されました。

記者 もう一点、公開ヒアリングでジョブ型正社員を選ばれた理由を教えてください。

大田議長 規制改革推進会議では、前の会議から引き継いだ形で「失業なき労働移動」というテーマを掲げています。そのための幾つかの方策を議論していますが、移動するときの受け皿として、また正社員の中のメニューとして、ジョブ型が大変重要だという認識が最初からありました。重要課題の中にも書かれています。

ジョブ型で限定するのは3つありまして、職務と労働時間と地域です。これが全部無限定であるのが日本の正社員の特徴です。例えば、非正規でいる人が正規になろうとすると、無限定で、どこにでも転勤させられるのは嫌だけれども、そこが限定されるのならば働きたいという方もいるでしょうし、子育て中の主婦の方が子供の手が離れるまでは労働時間を限定したいということもあるでしょう。あるいは企業の側も、地域に拠点をつくる時に、正社員で採用するとなると地域の拠点をその後統廃合するときに非常に縛られるというのがありますが、それが地域限定という形でなら正社員として採用できるという事情もあるのだらうと思います。前の規制改革会議のあとガイドラインは示されているのですが、これはジョブ型を採用するときの「留意事項」というような形ですので、もう一歩進めた形でのルール化が必要ではないかということです。

5年を超えて有期雇用を反復更新した場合には労働者の申込みによって無期に転換されると労働契約法が改正されまして、2018年度からその5年の転換が出てきます。その受け皿として、さっき申し上げたように非正規の方が無限定は嫌だけれども、限定型ならば働きたいということも考えられますので、このタイミングでもう一度議論したいということです。

司会 ほかがございますか。

記者 きょう、自家用車のライドシェア、ウーバーをめぐる議論には至らなかった、きょうはなかったでしょうか。

大田議長 ありませんでした。あくまでnottecoさんの御要望を踏まえて、国土交通省からヒアリングをしたということです。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかがいかがですか。

大田議長 よろしいですか。

ありがとうございました。

司会 それでは、終わります。

ありがとうございました。